

令和 7（2025）年度第1回（第3期第4回）
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

会議名		令和 7（2025）年度 第1回（第3期第4回） 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
開催日時		令和 7（2025）年 6 月 2 日（月）午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで
開催場所		本庁舎 304 会議室
出席した者の氏名	委員	(1) 石渡 和実 委員 (2) 伊藤 雅子 委員 (3) 稲垣 寛子 委員 (4) 榎 透 委員 (5) 久々津 裕敏 委員 (6) 最所 義一 委員 (7) 阪本 智子 委員 (8) 土田 久美子 委員 (9) 星川 孝宜 委員 (10) 堀井 めぐみ 委員
	事務局	市民文化局 人権・男女共同参画室 (1) 長沼室長 (2) 羽田野担当部長 (3) 玉川担当課長 (4) 押田担当課長 (5) 柏崎課長補佐 (6) 佐藤係長 (7) 高橋職員 【関係課】 (1) 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 小出課長 (2) 健康福祉局 企画課 神田課長 (3) こども未来局 青少年支援室 湯川担当課長 (4) 教育委員会 教育政策室 北所担当課長
欠席した者の氏名		(1) 木澤 静雄 委員
議事及び公開・非公開の別	議題（全て公開） 1 開会 2 審議事項 3 報告事項 4 その他 5 閉会	
傍聴人数	—	
報道	—	

第3期第4回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会議事録

○羽田野部長 ただいまより、第3期第4回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は、今年度第1回目の協議会でございます。4月1日付の人事異動に伴いまして、事務局、関係課の職員が一部異動となっておりますので、新たに着任いたしました職員の紹介をさせていただきます。

市民文化局人権・男女共同参画室、玉川課長、高橋職員です。

市民文化局市民生活部多文化共生推進課長の小出でございます。

こども未来局青少年支援室の湯川が新しく来たんですが、後ほど参りますので、参りましたら御挨拶をさせます。

教育委員会事務局教育政策室、北所課長です。

それ以外の職員は同じでございます。

あと、私は部長になりました。よろしくお願いいたします。

初めに、会議成立の報告等をさせていただきます。

本日は11人中10人の委員が出席しております。木澤委員が欠席で、堀井委員がZoomで御参加という形になっております。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則第4条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の協議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本協議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の対象となる会議でございます。公開が原則となっております。なお、会議録につきましては、発言者の名前を記載して作成することとなりますので、よろしくお願いいたします。つきましては、御発言の際にお名前をおっしゃってからお願いいたします。

それでは、ここから進行を石渡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 皆さん、今日は、あまり暑くもなく、快適な日でよかったかと、榎先生とも話しました。

今日で、報告書というのを確定できたというふうに思いますので、またよろしくお願いいたします。

では、次第に沿って、2の審議に入らせていただきます。

審議事項の(1)で答申について、事務局から説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 前回の協議会で皆様から御意見がありました箇所につきまして加筆修正等を行い、資料1の案として取りまとめたでございます。資料1の1枚目、A3のものが1枚ございますが、これは答申を取りまとめた概要版としていただいております。こちらについては、答申本体を、まず読み上げた後に、概要のほうを説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、ホチキス留めのこちらが答申の本体となります。

「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」(答申)。川崎市人権尊重まちづくり推進協議会、令和7(2025)年7月。

石渡会長より、福田市長宛てに答申ということでの鏡文となります。

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について(答申)。

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会は、令和6年9月30日に、市長から「川崎市人権

施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」の諮問を受け、審議を重ねてきました。

この度、第2期実施計画の策定の方向性についての審議結果をとりまとめましたので、次のとおり答申します。

7月2日付となっております。

1、はじめに。

川崎市では、令和元（2019）年に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため、令和4（2022）年3月に「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定しました。

この計画は、令和4（2022）年4月から概ね10年を対象期間とする基本理念及び基本目標と、概ね4年ごとに計画する実施計画により構成されており、第1期実施計画は令和8（2026）年3月をもって4年を経過することから、市長から第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「本協議会」という。）に対し、令和6（2024）年9月、次期実施計画の策定の方向性についての審議が依頼（諮問）されました。

この度、本協議会は、第1期実施計画策定後の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、令和8（2026）年4月から4年を計画期間とする実施計画策定の方向性について、答申として取りまとめました。

2、審議の経過。

本協議会は、令和6年（2024）年9月30日に第1回の会議を開催し、正副会長の選出を行いました。

また同日、市長から本協議会に対して「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」の諮問を受けました。

本協議会では、第1回の会議から令和7年（2025）年6月2日開催の第4回の会議までの間、慎重に審議を重ね、その結果を踏まえ答申を取りまとめました。

※審議経過の詳細については、巻末の「参考資料2」を参照。

3、審議の内容。

（1）第1期実施計画の施策体系について。

第1期実施計画においては、計画期間における人権課題の解決に向けて、「人権に関する基本的施策」を総合的かつ計画的に推進していくため、5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」を体系的に整理しています。

第2期実施計画の方向性についての審議に当たっては、第1期実施計画の計画期間中における、人権に関する国の動向や社会情勢の変化のほか、川崎市における特徴的な事業・取組などを踏まえて、第2期実施計画の施策体系について検討を加える必要があると考えました。

※第1期実施計画の概要については、別紙1を参照。

（2）人権に関する国の動向や社会情勢の変化について。

本協議会において審議の参考とした、人権に関する国の主な動向や社会情勢の変化については、次のとおりです。

ア、国の主な動向。

子どもの人権。

こども基本法の施行（令和5（2023）年4月）。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的に制定した。

こども家庭庁の発足（令和5（2023）年4月）。

新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設した。

改正児童福祉法の施行（令和6（2024）年4月）。

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備※、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講じた。

※こどもの権利擁護の取組として、こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県、政令市等の業務として位置づけ、都道府県知事、政令市長又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うこととされた。

子ども・子育て支援法等の改正（令和6（2024）年6月。内容ごとに段階的に施行）。

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施、子ども・子育て支援金制度の創設等が規定された。

具体的には、児童手当の高校生年代までの拡充、妊婦等包括相談支援事業及び保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付の創設、児童扶養手当の拡充、産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置付け等を行うこととされた。

男女平等に関わる人権。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）の施行（令和6（2024）年4月）。

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。））の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することや、支援が、関係機関及び民間

団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを基本理念としている。

高齢者の人権。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行（令和6（2024）年1月）。

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現の推進を目的としている。

全ての認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことなどを基本理念として、国・地方が一体となって認知症施策を行っていくものとしている。

障害者の人権。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和4（2022）年5月）。

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

施策を推進するに当たり、可能な限り、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすることや、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報の取得利用・円滑な意思疎通ができるようにすることなどを基本理念としている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和6（2024）年4月）。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することとされた。

外国人の人権。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行（平成31（2019）年4月施行）。

同法による新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議で決定された（平成30（2018）年12月。毎年改訂）。

また、令和4年度は、総合的対応策の改訂と同時に、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月）が策定された（毎年一部変更）。

性的マイノリティの人権。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解増進法」という。）の施行（令和5（2023）年6月）。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としている。

イ、社会情勢の変化。

高齢者の人権。

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加している。令和4年（2022）の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害（MCI）の高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症またはその予備軍と言える状況にある。

障害者の人権。

日本が障害者権利条約に批准後、国連の障害者権利委員会は、日本の障害者の状況に関する初めての「総括所見」を採択し、障害者を意思と権利を持った主体として位置付けた人権モデルに基づく法律や政策等を求めた（令和4（2022）年9月）。

性的マイノリティの人権。

経済産業省の職員が性自認に基づいたトイレの利用を制限されたことについて、最高裁判所は、トイレの使用制限を容認した国の対応は違法と判断した（令和5（2023）年7月）。

犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金の対象に同性のパートナーが含まれるかが争われ、最高裁判所は、同性のパートナーも事実婚に該当し、対象になりうると判断した（令和6（2024）年3月）。

（3）川崎市における特徴的な事業・取組について。

本協議会において審議の参考とした、川崎市における特徴的な事業・取組については、次のとおりです。

インターネットによる人権侵害に係る取組の推進。

インターネットやSNSにより国民の生活は便利になる一方で、インターネットを利用した誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的な書き込みなどの人権侵害が増加している。このような現状を踏まえ、第1期実施計画では、「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」を分野別施策の一つとして掲げ、計画期間中において、川崎市では、「情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発の推進」、「人権相談、必要な情報の提供の実施」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に係る施策の実施」、「インターネットによる人権侵害の解消に向けた施策の検討」等の事業を進めてきている。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に係る施策の実施」に関しては、条例に基づき、川崎市の特定の市民等を対象とした差別的な投稿に対し、その拡散を防止するため、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いた上で、プロバイダ等の事業者へ削除要請を行っている。

これまで531件の投稿について削除要請を行い、そのうち約8割が削除されている（令和7年3月31日現在）が、一部の海外事業者において、削除要請への対応が遅い、あるいは対応がなされないといった状況がある。

川崎市多文化共生社会推進指針の改定（令和6（2024）年3月）。

川崎市は、外国人市民代表者会議条例の制定をはじめ、外国人市民を共にまちづくりを進め

るかけがえのない一員と考え、外国人市民を包摂した地域社会づくりを推進するなど、多様性のまちとして発展してきており、外国人市民施策の基本理念となる基本方針として、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざし、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、施策を推進してきた。国において、外国人の受入れや共生のための取組が本格化し、総合的対応策が決定されるなど外国人市民を取り巻く環境が変化しており、川崎市においても条例制定などの施策が進展していることから、令和6（2024）年3月、3度目となる改定を行った。

4、答申。

「川崎市人権施策推進基本計画～第2期実施計画～『人権かわさきイニシアチブ』」の策定の方向性。

（1）第2期実施計画の政策体系について。

本協議会では、上記3（2）及び（3）の内容等を踏まえて、第2期実施計画の政策体系（第2・第3階層）について検討した結果、第1期実施計画の政策体系は、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画の実施期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することが適当であるとの結論に至りました。

（2）基本計画の第2階層（人権に関する基本的施策）の方向性。

上記（1）と同様の理由により、令和8（2026）年から4年を計画期間とする第2期実施計画においては、第1期実施計画における「人権に関する基本的施策」の体系を継承することが大切です。

（3）基本計画の第3階層（事業・取組）における留意点。

ア、事業・取組の類型について。

第1期実施計画の事業・取組については、計画期間中における人権尊重のまちづくりの推進に必要な類型化がなされていますが、第2期実施計画の策定に当たっては、この間の人権に関する国の動向や社会情勢の変化などを踏まえることが必要です。既存の類型を基本としつつも、それに加えて新たに次の視点を盛り込み、明確化することで、次の4年の計画期間における、適切な人権課題への対応につなげていくことを要請します。

男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進。

「困難な問題を抱える女性への支援」という視点。

令和6（2024）年4月施行の女性支援新法において、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有することが規定されているため。

障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進。

「合理的配慮」という視点（学校における取組を含む）。

日本は平成26（2014）年1月に障害者権利条約に批准しており、また、平成28（2016）年4月に障害者差別解消法が施行され、令和2（2022）年9月に国連の障害者権利委員会からの総括所見が発表されたことを受け令和6（2024）年4月に改正障害者差別解消法が施行されたことなどにより、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務化されているため。

性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進」という視点。

令和5（2023）年6月にLGBT理解増進法が施行されたことにより、すべての国民が、

性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、理解増進に関する施策を決定し、実施するよう努めることとされているため。

イ、その他。

人権に関する国の動向や社会情勢の変化を踏まえたうえで、本協議会で、第1期実施計画の事業・取組について確認したところ、適切に位置付けられており、引き続き推進していく必要があります。それ以外、とりわけ次の視点については、しっかりと留意しながら人権施策に取り組んでいくよう要請します。

こどもの人権。

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、改正児童福祉法が施行された一方、厚生労働省が発表した令和5年度中における児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数が、約22万件と過去最高となっていることなど、こどもの人権については、しっかりと取り組んでいく必要があります。

外国人の人権。

本市には約57,000人の外国人住民が暮らしており、外国人住民人口はコロナ禍以降、大きく増加傾向にあります。今後も、さらなる増加が見込まれる外国人市民の人権について、しっかりと取り組んでいく必要があります。

(4) 第2期実施計画の全体の方針。

川崎市人権施策推進基本計画は、川崎市総合計画や分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ体系的にまとめられていることから、第2期実施計画についても、今後の川崎市総合計画等の動向を十分に把握し、川崎市総合計画等との整合を図りつつ、人権に関する実施計画としてふさわしい計画を策定するよう要請します。

5、おわりに。

本協議会では、第2期実施計画の方針について、上記4答申に記載のとおり、第1期実施計画を継承することを基本としつつも、個別の人権課題においては、いまだ解決していないものも多く、また、今後も複雑化かつ多様化していくことが見込まれることから、引き続き各人権課題に応じた啓発を行うなど、実施計画を着実に進めきめ細かく対応していく必要があると考えます。

川崎市人権施策推進基本計画の基本理念である「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」を実現するためにも、柔軟かつ迅速に人権施策を推進していくことを期待しています。

最後に、この答申の取りまとめに当たって、それぞれの立場から御意見をいただいた各委員をはじめ、本協議会に御協力いただいた川崎市行政の各担当部署の皆様方に深く感謝を申し上げます。

次のページに、別紙1としまして、第1期実施計画の概要版が載ってございまして、それが下のページで言いますと20ページまで続きます。

21ページからは、この答申の参考資料となります。

23ページは、一番最初に市長から会長宛てに宛てた諮問の文章の参考資料1になります。

その裏面が参考資料2、この協議会の審議経過、9月30日から本日までの6月2日までの審議経過と7月2日の答申の日付のことが書いてございます。

続きまして、26ページが委員名簿、その次が人権の条例となっておりまして、そちらが33ページまで続いておりまして、34ページが裏表紙で、最後の35ページが冊子の裏と、裏面となります。

以上が答申の本体となります。

この答申の本体を踏まえて、先ほどの1ページ目の概要を作ったものになります。こちらを読ませていただきます。

第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』の策定の方向性について」（答申）（概要）。7月2日付となっております。

1、諮問事項（令和6年9月30日）。

諮問事項、川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について。

諮問理由、令和4（2022）年3月に策定した「第1期実施計画」は、令和7（2025）年度末をもって計画期間が満了となることから、令和11（2029）年度末までの「第2期実施計画」を策定する必要がある。「第2期実施計画」の策定に当たり、社会情勢の変化等を踏まえ、基本的な方向性についてとりまとめていただくため諮問するもの（答申期限：令和7年7月）。

2、答申の構成。

（1）はじめに。

令和元（2019）年に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、令和4（2022）年3月に「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」が策定された。

第1期実施計画は、令和4（2022）年4月から概ね10年を対象期間とする基本理念及び基本目標と、概ね4年ごとに計画する実施計画により構成されており、第1期実施計画は令和8（2026）年3月をもって4年を経過することから、第3期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会に対し、次期実施計画の策定の方向性についての審議が依頼（諮問）された。等。

（2）審議の経過。

第1回～第4回の協議会の開催。

（3）審議の内容。

第1期実施計画の施策体系について。

人権に関する国の動向や社会情勢の変化について。

国の主な動向。

こどもの人権、こども基本法の施行、こども家庭庁の発足、改正児童福祉法の施行、子ども・子育て支援法等の改正。男女平等に関わる人権、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律。高齢者の人権、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行。障害者の人権、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行。外国人の人権、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行。性的マイノリティの人権、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律。

社会情勢の変化。

性的マイノリティに関する最高裁判例等。川崎市における特徴的な事業・取組について。イ

ンターネットによる人権侵害に係る取組の推進。川崎市多文化共生社会推進指針の改定。

(4) 答申。

第2期実施計画の政策体系について。

第1期実施計画の政策体系は、当該実施期間における人権に関する国の動向や社会情勢の変化を包含しつつ、次期実施計画の実施期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有していると考えられることから、第2期実施計画において継承することが適当であるとの結論に至った。

基本計画の第2階層（人権に関する基本的施策）の方向性。

第2期実施計画においては、第1期実施計画における「人権に関する基本的施策」の体系を継承することが大切。

基本計画の第3階層（事業・取組）における留意点。

事業・取組の類型について、既存の類型を基本としつつ、それに加えて新たに次の視点を盛り込むことを要請。男女平等に関わる人権、困難な問題を抱える女性への支援。障害者の人権、合理的配慮。性的マイノリティの人権、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進。

第2期実施計画の全体の方向性。

川崎市総合計画や分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ策定するよう要請。

(5) おわりに。

個別の人権課題には、いまだ解決していないものも多く、今後も複雑化かつ多様化していくことが見込まれる。

引き続き各人権課題に応じた啓発を行うなど、実施計画を着実に進めきめ細かく対応していく必要がある。

「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」を実現するため、柔軟かつ迅速に人権施策を推進していくことを期待する。

以上となります。

○石渡会長 丁寧な御説明をありがとうございました。川崎の条例は、本当にあらゆる人権を包含していますし、かつ、これを第2期については、社会情勢の変化ですとか国の動向などもしっかり踏まえて整理をしていただけたなと私は感じましたが、委員の皆様、今の御報告について、何かお気づきのことがあれば御発言をいただきたいと思います。

○羽田野部長 先ほど、遅れてまいると申し上げました、こども未来局青少年支援室の湯川がまいりましたので、御挨拶を。

○石渡会長 御紹介、ありがとうございました。

それでは、今の御説明内容について、何か御質問、御意見がおありでしたらお願いをしたいと思います。

○星川委員 質問というよりは、表記のことで気になるのですが、例えば「子ども」について、法律によって「子ども」の「子」が漢字のものと平仮名のものがあり、このような答申書を作成するときに、どちらをベースに使ったらいいのか悩むところかと思います。ところが、答申内容を拝見すると、文字が混在しているところが何か所かあります。「こども家庭庁」も平仮名で書いてあったり漢字で書いてあったり。これは6ページの中ほどですが、その辺の整理が少し必要かなと。是非もう一度精査していただきたいと思います。

「子どもの人権」についても6ページと11ページにありますが、これも平仮名だったり漢

字だったりして、統一感がないなと少し気になりました。

また、「ひとしく」は6ページでは平仮名、8ページでは漢字になっています。内容に関することではありませんが、用字についてばらつきがあります。一つ一つすべてを取り上げると面倒ですから、後ほど事務局にお伝えしようかと思います。

質問としてはまず、6ページの上から5行目に、「こども基本法の施行」との項目があります。その本文が、「日本国憲法及び児童の権利」から始まり、9行分が一つの文なんです。ただだらとつながっていて何を言いたいのかなと思います。法律の世界では一文が長いものが多いのかもしれませんが、9行分で一つの文というのは何か工夫の余地がないのかな、短文化ができないのであれば、その理由を教えてください。

もう一つの質問は、9ページの下から6行目に、これは「プロバイダ等の事業者へ削除要請」を行ったところ、531件のうち約8割が削除されたとあります。そして、その次の部分で「一部の海外事業者において、削除要請への対応が遅い、あるいは対応がなされない」とありますが、約8割の削除に対して、残りの2割がこれに該当するという意味で理解すると、国内事業者は全て対応しているということでしょうか。

○湯川担当課長 こども基本法の文章なんですけれども、基本的には国のほうのホームページ等より、言葉を取ってきているんですけれども、改めまして、確かに長文にはなっていますので、改めてその辺は精査させていただきたいと思います。確認をいたします。

○玉川担当課長 削除されていないものは全て海外事業者なのかという御質問でございますけれども、一部は国内の事業者もございます。

○羽田野部長 質問の趣旨が、まず、件数で約8割ということなので、じゃあ、それが全て国内事業者が削除しているかということではないということなんです。それに対して、一部の海外事業者については、そもそもが対応が遅かったりとか、対応しないというようなところがあるということです。ということで、今ので回答になっていますでしょうか。

○星川委員 そういうふうに読むんですね。

○羽田野部長 はい。

○星川委員 最初はそのように読めなかったものですから、国内事業者はないのかなと思いました。国内事業者も一部残っているということですね。分かりました。

○羽田野部長 ありがとうございます。

○石渡会長 今の星川委員の御意見と御質問との関連です。私も障害福祉が専門で、障害の場合も「害」を漢字で書くのと、平仮名で書くのがかなり混在するんです。法律などで漢字になっている場合は変えようがないけれども、窓口などが平仮名になっている場合は平仮名で表記するみたいな、それなりの原則があって混在しているという状況で、「子ども」の場合も同様かと思います。今から整合性をというより、むしろそういう何か今の社会の原則にのっとって使い分けしているのかなというふうに私は理解をしました。あと、子どもと児童という言葉の混在も児童福祉の分野ではあって、子どもの権利条約というふうに私たちは言うけれども、外務省や国は、正式には、児童の権利条約という名称を使っています。この場合は子どもを使うとか、児童を使うとか使い分けがあるかと私なりに理解しているんですけど、川崎市としてはどうなんですか。

○柏崎課長補佐 今、会長がおっしゃられたように、その来歴に基づいて表記を変えたりしているんですけれども、ただ、先ほど星川委員から御指摘があったように、同じ意味合いのものが違った表記のものもあるということで、そういう部分についてはちゃんと精査した上で修正をしてまいりたいと考えてございます。

○石渡会長 ありがとうございました。

あと、6ページのこども基本法のこの長い文章についても、御意見もいただきましたが、これはどうでしょうか。

○柏崎課長補佐 こちらにつきましても読みやすいように精査をして、修正させていただければと考えているところでございます。

○星川委員 お願いします。

○石渡会長 またさらに検討していただけるということでお願いをいたします。

○稲垣委員 3月に参加させていただいた答申イメージと比べて読ませていただくと、非常に具体的に細かく書かれていてすごく分かりやすいなと思っています。

ちょっと一つ気になったのが、11ページのイのその他、ここはとりわけ次の視点について特出ししているようなところだと思うんですけども、言葉が間違っているとかではなくて、「しっかりと」というのが、「しっかりと留意しながら」「しっかりと取り組んでいく」「しっかりと取り組んでいく」と、「しっかりと」が3回あって、少し曖昧な記述ではないかなと思いますので、例えば子どもの人権については、関係機関と連携をしっかりと図りながらとか、その辺、少し文言を加えていただけるとよいかなと思いました。

○石渡会長 ありがとうございました。

これは多分、委員や事務局のやるぞという意志の表れかなとは思いますが、でも、確かに「しっかりと」が三つというのも気になります。そして、「しっかりと」というのも口語文体の文章で、公式の文章は「確実に」などが一般的なのかなと、今、稲垣委員の御意見を聞いて思ったりしましたが、この辺は、どうでしょうか。

○柏崎課長補佐 事務局ですけど、検討させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○石渡会長 それでは、皆さんが納得できるような表現に変えていただくということで、お願いをいたします。

○最所委員 ちょっと気になったというか、明確にしたほうが良いと思うのが「合理的配慮」のところでは。これは要するに、不当な差別的取扱いを禁止するために、障害者であるとか、いわゆる社会的弱者の人に対して、特別な取扱いをすることが許される、おそらく、そのような趣旨であると思います。そうすると、障害者の人権に「合理的配慮」とだけ書かれていますが、要は、積極的に、合理的配慮を行う、要するに、合理的配慮を行うことは、逆差別ではないという趣旨なのではないかと思います。少し、合理的配慮というのが、どういう方向に向かうのかという所が、これは分かりづらいかと感じました。では、どのように表現したら良いかということとを、今、私の方で、直ちに申し上げることができないのですが、読んでいて、合理的配慮というのは、そもそもどういうことなのか、というのが少し分かりづらいのではないかと思います。合理的配慮の視点というのは、その視点はもちろん重要なのですが、重要なのは、この視点にのっとって、何をすべきかということだと思います。

そうだとすると、合理的配慮に基づいた施策の推進とか、そのような表現の方が良いのではないかと、考えたところなのですが、この点について、事務局の方では、どのような意図で書かれたかということとを、教えていただけますでしょうか。

○石渡会長 今の、最所委員の意見と関連してですけど、割と障害畑の人間は、差別というのは不当な差別とそれから合理的配慮をしないことと2種類になっていると理解しています。けれども、合理的配慮というのは「加重な負担でない」という前提があります。お金がかかり過ぎるとか人員がかかり過ぎるのであれば合理的配慮をしなくていいというのが、今の差別解消法です。合理的配慮というのが逃げに使われる場合もある、といった当事者の厳しい指摘などもあります。

私もただ単に、「合理的配慮」と書いてあるのは、非常に曖昧だなという印象を受けました。

○神田課長 御意見をありがとうございます。

確かに、委員のおっしゃるとおり合理的配慮のところ、今、行政としてはそれに基づいて施策を推進していくということが大事だと思っていますので、ただ、この方針の中でどこまで触れるかという検討をしたときに、まずは合理的配慮ということが重要ですよということで、この会議で御意見をいただいたので、そのまま率直に入れさせていただいたんですね。ですが、今の御意見を踏まえまして、表記の仕方を再検討したいと思います。

○最所委員 ありがとうございます。趣旨とすると、行政ができる範囲で、特別扱いとって良いかについては、一先ず置いておいて、別の取扱いを行うと。それは、逆に、差別でも何でも無いということなのだろうと、私は、そういう理解をしています。ただ、何かちょっと、合理的配慮という視点は、もちろん重要なのですが、合理的配慮という視点を入れた上で、どのような方向に行くのかということについては、ちょっと、見え難いところがありましたので、御検討いただければと思います。

○羽田野部長 いただいた意見を基にもうちょっと修正を考えたいと思います。

○石渡会長 それでは、お願いいたします。

ほかに何か、お気づきの委員の方がいらっしゃればお願いをしたいと思いますが。

○榎副会長 私は全く中身に関わらない形式的な点ですけど、10ページの4、答申の直前のところで、「国において、外国人の受入れや共生のための」から始まる4行ありますけど、この前には黒ボツか何かがつくんでしょうかね。10ページの4、答申の直前の4行です。前のページからの流れで見ると黒ボツがつくのかなと思ったので、もしつくのであればつけていただく、必要がなければもちろん不要ということです。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。そのように修正いたします。

○石渡会長 細かいところまで気づいていただいて、ありがとうございます。

まだ何かお気づきのことがあれば、ぜひお願いをしたいと思いますが。

○阪本委員 単純な感想と言いますか、答申というのは、いろいろ踏まえた上で、今後まだこういうふうやっていったほうが良いよということですかね。それはこの10年たっていないからその間にいろいろまた考えていくんだよということですよ。

○柏崎課長補佐 令和8年度から4年間の計画の人権計画の体系のところに主に着眼して御指摘をいただいているところでございます。ですので、その先の細かいところについては、それぞれの分野での計画とかがありますので、そちらのほうでまたいろいろ策定されていくという形になりますので、ここは、あくまでも人権のほうからの視点での計画の体系についての御意見という形になります。

○阪本委員 すみません。それで、刻一刻を争うような内容もありますよね。どんどん高齢化していくなっても、今日まで元気でいても明日歩けなくなっちゃうとか、例えば本当に子供も虐待扱いされちゃってというのも、もう本当にどんどんどんどん進んでいく中で、何か具体的にやるのじゃないんだけど、何かちょっと歯がゆいというか、すみません。

○柏崎課長補佐 この協議会が、人権ということで川崎市全体を横串で刺して協議していただく場となっておりますので、そもそも大所高所からの御意見を賜る形となっているんです。今おっしゃられたような実際の現場とかで起こっているものについては、それぞれの分野の計画なり、もしくは附属機関等がございまして、そういうところがまたここは別に実際の状況に合わせた計画や提言等をしているという形になります。さらに、実際の行政の窓口が現場で対応していくと、そういうような構成になっておりますので、ここでいただく御提言につきましては、どうして

も実感を伴いにくいもっと大きな視点での御意見となっているという形になるのかなと思います。

○石渡会長 多分、こういう条例ができたことと、それから実際の具体的な実施計画とをどういうふうに整合させるか、この後、また求められてくると思いますが、とても大事なことですよね。ありがとうございました。

でも、何かここは理念ばかりとも感じられて、理念がこういう流れでもって実施される、といった方向性みたいなこともあったらいいのかもしれないと思いますが、事務局の判断にお任せします。

○柏崎課長補佐 反映できるようであれば反映したいと思います。

○石渡会長 土田委員や久々津委員、何かございますか。あれば、ぜひ。伊藤委員も何かお気づきでしたらお願いします。

○久々津委員 先ほど合理的配慮の話がありました。概要や答申 11 ページにある障害者の人権尊重における「合理的配慮」について、「一言でということについて、もう少し考えます」という回答を行政からいただいているところである上、もともと障害者差別解消法の話も当初の計画にも入ってはいるのですが、ここで今回の取組の説明、11 ページのほうにも「不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供」ということで二つ、並列で触れていると思いますので、もし後ほど、こちらの答申の中の文言を整理する際に、合理的配慮という言葉があるとともに不当な差別的取扱いの禁止的なところについても触れていただくのも一つの整理の仕方かなということを感じておりました。

○羽田野部長 御指摘をありがとうございます。原稿を書くに当たっても、二つが軸になっていることは認識した上での表現になっておりますので、そこも含めて検討したいと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

○土田委員 基本的に内容については、もう委員の皆さんが御指摘くださったところで私も同意なんです。それにプラスしてあえて言うのであれば、先ほど一番最初の星川委員の御指摘にもあったとおり、若干一文章が長いところがやっぱりいろんなところにあって、そこはちょっとやっぱり読みづらさがあるので、例えば9ページの終わりの川崎市多文化共生社会推進指針の改定の「川崎市は」で始まるところも、やはりずっと一文で行くという、結構これはシンプルに幾つかのセンテンスに分けられそうな、分けたほうがやっぱり読みやすいなというところがちょっとあるので、そこはいろいろとスケジュールとか可能な範囲で修正をいただけると、より読みやすいのかなと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

○羽田野部長 御指摘のように検討いたしたいと思います。

○石渡会長 せっかく皆さんが練った上での答申なので、読んだ方に伝わるような文章にさせていただくとありがたいのと、改めて思いましたが。

伊藤委員も、何かお気づきのことがあればお願いします。

○伊藤委員 特にないんですけども、合理的配慮のことをもっと細かく。障害者の合理的配慮の件について、もう少し細かく知りたい。

○石渡会長 伊藤委員のお立場ですと、やっぱりその辺をということですので、先ほど不当な差別的取扱いのことも合わせてということで、何かあればお願いします。

○羽田野部長 御指摘されたことを踏まえて、表記については考えていきたいと思います。

○石渡会長 何かお気づきのことがあれば、堀井委員、どうぞ。

○堀井委員 私も皆さんの意見に同意です。

○石渡会長 ありがとうございました。

あと、全体を通して何か今の時点でお気づきの委員がいらっしゃればお願いします。

そうしましたらば、今いろいろ大事な御指摘をいただきましたので、事務局とそれから正副会長とで最終的に確認をした上で、今日の答申案を修正させていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(休憩)

○石渡会長 それでは、審議事項の2番目、人権計画策定の方向性について、資料2の御説明をお願いいたします。

○柏崎課長補佐 資料の2を御覧ください。

先ほど読み上げまして、御意見をいただいた答申第2期実施計画の策定の方向性についてを踏まえつつ、市のほうで現在考えている第2期実施計画の策定の方向性を現段階ですけれども案としてこのようにつくっておりますので説明させていただきます。

現在、まだ最終的な確定はされていないんですけれども、川崎市の総合計画自体が策定について少し今までと変わった形ということで、方向性を少しずつ見えつつあるところがありまして、そういったところも踏まえて今、人権計画としてこのような方向でできればなというふうに考えているところです。

策定の基本方針（案）。

第1期実施計画では、それぞれ年度ごとの細かな事業・取組等を掲載してきましたが、他の個別計画との重複や、環境変化が加速する中での機動的な対応の困難さといった課題が顕在化しています。

さらに、本市の人権に関する施策を総合的に推進するために策定する計画において、長大な文書は、理解の難しさや情報の散在、関心の低下等を招く要因ともなり得ます。

こうしたことを踏まえ、市民にとってわかりやすく、また、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成を抜本的に見直します。

具体的には、個別の施策の目標達成に大きく寄与すると考えられる主要な取組などを精選し、その取組についてのみ、計画期間中に想定される主なアウトプット、法令改正、制度変更等、必要な情報を簡潔に記載することとします。毎年の評価においては、主要な取組の実績等を示し、効率的な進行管理とします。

一方、透明性を確保するため、上記以外の事業・取組については、別途一覧で概要を掲載することに加え、毎年の評価において、主な事業・取組の実績等を示すこととします、ということで、現在考えているところでございます。

一番初めのところにもございましたが、現在の人権計画につきましては、年度ごとに細かくどのようにしていくかという記載があるところなんですけど、そういった記載があることによって、かえってこの現在の状況ではこういうことをしたほうが良いといったときの方向転換を機敏にできないとかといった支障が生じるようなことがあったり、もしくは他の個別の計画、子どもの計画であったり、障害の計画とか、こういう個別の計画があるんですけど、そういったものと重複しているところがあることによって、この計画の管理に事務的労力が割かれるようなことがあったりとかすることなどによって、実際のほうの、実務のほうにかけける時間をこちらのほうに割いてしまうことがないように、より整理していこうというのが今現在の川崎市全体での動きなのかなというように考えて、人権の計画もこのような形でさせていただきたいと考えているところになります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。先ほどの阪本委員の御質問とも関わってくるところですが、柔軟に、かつ、簡潔にみたいところがポイントになっているのかと思いました。2について、何かお気づきの委員の方はお願いしたいと思いますが。

この方針に皆さん、賛同されるという理解でよろしいでしょうか何か気になることがあれば、お願いをいたします。

それでは、この方針で進めていただけたらということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、今後のスケジュールについて資料3を用意していただいていますので、お願いいたします。

○柏崎課長補佐 資料3を御覧ください。

7月2日に正副会長によって市長に答申を提出する形となります。

また、第5回なんですけれども、まだ日程は調整中で決まっていないところなんですけれども、10月から11月頃にかけてもう一回、このときには第2期の実施計画の案を報告させていただければと思っております。また、前回御確認、御覧いただいた人権の意識調査の結果も出てくる頃かと考えておりますので、速報の報告をしたいと考えてございます。

また、第6回は年を明けた2月から3月頃につきましては、第2期の実施計画をパブリックコメントということで市民から意見を募った形になりますので、その結果の報告や意識調査の最終的な結果の報告等がございまして、そのどちらかで、また6年度の計画の進行管理についての報告をさせていただきたいと考えてございます。

現在、諮問して答申という形でございますが、10月以降につきましては、諮問、答申ではなくて、その時々にある内容について御説明して御意見等を賜るような形で現在考えているところでございます。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。今後のスケジュールを御説明いただきましたが、何か確認しておきたいことがおありの委員の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、今後のスケジュールについては、以上で終了させていただきます。

報告事項ということで、五つ用意をいただいていますので、事務局、順次、資料の4以降の御説明をお願いいたします。

○玉川課長 それでは、お手元の資料4の川崎市差別防止対策等審査会についてを御覧ください。

第3期差別防止対策等審査会の開催状況でございますけれども、前回の協議会以降、6回目の審査会が5月20日火曜日に開催されてございます。

市長に諮問しました34件のインターネット上の投稿につきまして、条例の規定の該当性等について審議が行われまして、6月上旬に答申をいただく予定となっております。なお、この34件の投稿でございますけれども、市内にある特定の本邦外出身者の集住地区の住民に向けられたものでございました。

報告事項は以上でございます。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

最所委員、こちらにも審査会に入ってくださいますが、何か補足いただければ。

○最所委員 一応、内容は秘密なので、内容は触れることはできないのですが、今回、主に議論の対象となったのは、インターネット上の特定の表現が、「危害の告知」と言えるかどうかという点について、大きく議論がなされました。その点については、いろいろな立場から、議論がなされています。あとは、これは、私が申し上げるところではないのですが、要するに、被害を受けたといえますか、対象となった人々が、どのように認識するかというところが、通常の名誉毀

損とは違うのではないかという観点から、一般人がどうこうというよりも、被害を受けた人がどのように恐怖を感じるかという側面も、重要ではないかという意見を述べさせていただき、その点を踏まえて、様々な議論がなされています。

ちょっと、その程度であればお話をしても大丈夫かなと、判断しておりますが、そのような状況で、結果とすると、答申の内容からもお読み取りいただけるかと思うのですが、審査会では、前回も申し上げたように、単純に追認しているわけではなくて、それが本当に表現と認めていいのかどうかというところは、慎重にかつ真摯に、議論させていただいているという点は、申し上げたいと思います。

○石渡会長 最所委員、ありがとうございます。

この審査会についての御報告について、何か御質問等があれば、委員の方をお願いをしたいと思いますが。特によろしいですか。

ありがとうございます。

そうしましたらば、次の資料5についてお願いします。

○玉川課長 お手元の資料5の九都県市首脳会議の合意に基づく要望を御覧ください。

1の概要でございますけれども、市長は、九都県市首脳会議を代表して、「インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組」について、総務大臣に対し要望を行ったことを御報告いたします。

続きまして、まず、2の九都県市首脳会議のところを御覧いただければと思うんですが、（1）のとおり、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長を構成員としてございまして、（2）のとおり、九都県市の知事及び市長が共同して広域的課題に積極的に取り組むことを会議の目的としているところでございます。

続きましては、3のところですが、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する要望のところでございますけれども、（1）の首脳会議への首脳提案経緯にございまして、インターネット上のヘイトスピーチについては、地方公共団体の区域とかは関係なく、その解消に向けては、国による全国的な規模での対策が必要不可欠であることから、市長は、4月23日に開催されました九都県市首脳会議で総務大臣及び法務大臣に対して要望を行うことを提案いたしまして、他の都県市の首脳から賛同を得られ、要望を行うことが合意されたものでございます。

また、要望内容につきましては、（2）要望内容に記載のとおりでございます。

次に、要望活動でございますけれども、4の（1）にございまして、市長は阿達総務副大臣に対して5月2日に要望してございます。

なお、総務省に対する要望活動の日程については調整中でしたが、今週の6月5日木曜日に行う予定となりましたので御報告させていただきます。

報告事項は以上でございます。

○石渡会長 御説明ありがとうございます。

この件に関しては、何かございますか。

すみません、基本的なところの質問なんですけど、この九都県市ということで、構成員として上がっている自治体は川崎と同じような条例を持っているということでこういう首脳会議ができていますか。

○長沼室長 九都県市首脳会議というのは、首都圏で合同で行政を進めていこうということで、一都三県と、それからここにあります一都三県とその領域の中にあります政令指定都市が集まってとい

うことですので、特に条例が同一であるとかそういったこととは関係のない形になっております。

○石渡会長 ありがとうございました。

それでは、ヘイトスピーチとかということだけではなくて、行政全般について身近な九自治体が業務共有している場だという理解でよろしいのでしょうか。

○長沼室長 そうですね、首都圏として広域行政が必要な案件ということで、ちょっと古くなりますけれども、以前、ディーゼル車の規制とかそういったのを、石原知事の頃ですけれども、ああいったものは九都県市の枠組みで合同でやったというような経緯もございます。

○石渡会長 ありがとうございました。

それでは、この件に関してもよろしいでしょうか。

それでは、人権啓発動画についてお願いします。

○玉川課長 それでは、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けて、昨年１１月１９日から啓発動画「シャットアウト！ネットヘイト」を作成してネット等で発信を行っておりますので、まずはその動画を御覧いただければと思います。お願いします。

(動画再生)

○玉川課長 今、御覧いただいた動画でございますけれども、「ヘイト言わザル」はネット動画でヘイトスピーチを行うことはやめましょう。また、「ヘイト書かザル」はSNSや掲示板にヘイトスピーチを書き込むことはやめましょうと。「ヘイトを拡散せザル」はヘイトスピーチにいいねをしたり再投稿することはやめましょうと、それぞれ呼びかけている内容となっております。

また、川崎市ということでブランドメッセージのロゴの色を使った、３色の色を使っただるまをイメージしてつくられたキャラクターでございます。

Xのインターネット広告やYouTubeで配信しておりまして、また、昨年１１月２３日に川崎のアゼリアで開催しました川崎人権フェアでも動画を放映しておりまして、またこのキャラクターを使用した啓発チラシを市内の公共施設等で配布するなどしてございます。

また、今年度ですけれども、６月の中旬頃から７月の中旬頃までアゼリアビジョンでこの動画を放映したり、また、このキャラクターを使いまして市内の主要駅でのポスターを掲示する予定となっております。

報告事項は以上でございます。

○柏崎課長補佐 補足なんですけれども、現在第３期の協議会でございますが、第２期の協議会において効果的な人権啓発手法についてということで答申をいただきまして、その答申を踏まえて何か効果的な啓発方法はないかなということで作ったものの一つがこちらでございます。インターネット上で、よりたくさんの人にそういったことが伝わればという形でのものということで御紹介させていただきました。

○羽田野部長 ということもありますので、ぜひ御覧になった感想をいただけると、すごく、うれしいんですけれども。

さっきのは１５秒バージョンなんですけど、３０秒バージョンもあるので、今お見せします。

(動画再生)

○石渡会長 私もこの動画ができたというときに家で見せていただいて、だるまさんか、川崎らしいな、インパクトがあるな、と拝見をしました。

○榎副会長 子供というか、大人でなくても分かりやすいつくりになっていると思います。

あと、気になるところがあるとすると、どの程度これが見られているのかということです。

１５秒バージョンと３０秒バージョンでどのくらいの視聴者数がございませうか。大体でいいん

ですけれども。

○柏崎課長補佐 30秒バージョンは、恐らくなんですけど千単位だったと思います。15秒バージョンの方をメインにしており、万単位だったと思うんですけど、結構見ていただいている方がいらっしゃるかなと考えております。

○榎副会長 ありがとうございます。

万単位でしたら結構見られているということなので、引き続き、このまま広まって、川崎ではヘイトスピーチは駄目というメッセージをしっかりと出していると、見る人がヘイトスピーチは駄目なんだと思えるような形がさらに続くといいなと思います。

○石渡会長 ありがとうございました。

ほかに、何かお気づきの方がいらっしゃれば。

○佐藤係長 30秒動画のほうが視聴回数1,295、今日現在です。今、1回再生しましたので、1,294回というのが今日時点での回数になります。

15秒のほうは5.8万回ということで、相当数再生されている状況でございます。

○星川委員 どこで見られるんですか。

○柏崎課長補佐 YouTubeなんですけれども、川崎市のホームページから「シャットアウト」というふうに検索していただくと市のホームページに行きまして、そこからYouTubeに飛ばすことができます。

○星川委員 ホームページを見に行かないと見られないのですか。

○羽田野部長 ごめんなさい、今の委員の質問の趣旨は、どういう場面に表示されるのかとかということを知りたいんですか。

○星川委員 そうですね、初めて見たものですから。

○羽田野部長 ということですね。

○星川委員 ええ、どのようにして、「それがありますよ」とPRしているのかなと。

○玉川課長 Xの広告のほうでも表示はされるようになっているんですけども、そのタイミングとかは、なかなかちょっと実際に使ってみていただいて表示されることもあるといいますか、Xの広告の中で、Xですね。あとは市のホームページのほうで啓発のページがございまして、そこでさっきの今お話があったYouTubeのほうの動画を見ていただくとかそういう、あとは、今年度で言えば、アゼリアビジョン等で流したりとか、そういう形でやっております。

○星川委員 JR川崎駅のコンコースでも流しているのでしょうか。

○玉川課長 そうですね、6月中旬から7月中旬で流す予定です。

○星川委員 映画館でコマーシャルの時間帯に流すことはできないのでしょうか。

○羽田野部長 映画のコマーシャルなんですけれども、例えばシアターとかで流すのに相当なお金がかかりまして、例えば全館で何日流すと何十万円とかという金額なのでちょっと難しい。

○星川委員 行政からの情報でも難しいのですか。

○羽田野部長 かつてやったこともあるんです。拉致問題で。なので、それを映画館で流すのはすごく効果的だという一方で、費用対効果はなかなか難しいなというのが1回やってみた感想ですかね。

○石渡会長 星川委員、御提案をありがとうございました。

ほかの委員の方は、堀井委員、何かございますか。

○堀井委員 今のヘイトスピーチの動画の件なんですけど、私のほうで友達とかに拡散はありますか。

○柏崎課長補佐 ぜひ、いろんな方に御紹介いただくと、とてもうれしいです。

○堀井委員 分かりました。どうもありがとうございます。

私のほうでも、拡散させたいと思います。

○柏崎課長補佐 ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、動画について、御紹介いただきましてありがとうございました。

次が、資料の6の子どもの権利委員会の答申についての御報告をお願いいたします。

○湯川担当課長 第8期川崎市子どもの権利委員会の答申について御報告いたします。

こちらの権利委員会のほうは任期が3年で活動しておりまして、毎回任期の当初に市のほうから諮問を行っております。

今期の諮問は1番にありますとおり、子どもの相談及び救済機関の利用促進でございました。この諮問に対し、約2年半ほど調査、審議を委員会で進めてまいりまして、今年9月に任期満了となりますことから、先日4月に市長のほうに答申を行ったところでございます。

答申の中身、概要でございますが、答申は4章立てでできておりまして、まず第1章では、答申に当たっての考え方や取組について記載がございます。特に2の(2)相談・救済機関の射程というところで、相談機関、救済機関というのを、いわゆる相談する場所だけに限らず、保育園や幼稚園、小学校、一時保護所などの職員の会話からも相談に当たるような声が聞かれるだろうということで、相談・救済の機会を広くとらえて今回の答申を行うということにいたしました。

第2章では、実施した調査についての結果やヒアリングの内容の概要及びそれに対する委員会の見解が記載をされております。

次のページに参りまして、第3章の部分が実際の提言となつてございます。提言は全部で五つございます。

まず、提言の1、子どもの権利を基盤とした相談・救済機関としての情報の伝え方等の多層・多様性の実現でございます。こちらにつきましては、特に1番のアクセスのしやすいあり方についてということで、LINEやテキストで相談できる場所が必要ではないかですとか、相談してもいいんだというような気持ちの面でのアクセスのしやすさ、そういったことにも権利の普及が必要だというような御意見をいただいております。

次に、提言の2、相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現でございます。この中では、1番にあります川崎市人権オンブズパーソンにおいて相談の減少傾向が見られたということが調査の中で分かったんですけれども、それについての分析などが少し不足しているのではないかというような意見をいただきまして、自身での自己検証などが必要だというような提言をいただいております。

提言の3、相談・救済機関によるキャッチ・受け止め・つなぎ・連携・フィードバック等の一連の流れの能力向上の実現です。こちらにつきましては、1番にありますとおり、子どもに直接関わる、関わらないを含めて子どもと接する機会がある職員が子どもの権利に関する価値・倫理観の一層の充実を図る必要があるでしょうというような提言をいただいております。

提言の4、相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現でございます。こちらにつきましては、個別の支援が必要な子ども・保護者に対する相談機関の整備・機能の充実を図る必要などの提言をいただいております。

最後に、提言の5、子どもの相談・救済を担う人の待遇改善と人員増員、充実した研修内容の実現でございます。こちらはヒアリング調査などを行う中で、子どもの相談などに関わる人たちの待遇がかなり一般に比べて低いのではないかなというような実態が一部見られたことから、待遇改善などが必要ではないかなというような提言をいただいております。

第4章につきましては、資料編となっておりまして、最後の4、今後の予定ですけれども、

こちらの答申につきましては関係局にこの答申をお伝えしまして、1年後を予定しておりますが、この答申に対する措置状況を確認し、その内容については公表してまいります。

○柏崎課長補佐 補足させていただきます。

もともと人権ということ自体が社会の根幹をなしているものですから、川崎市が行っている全ての業務が人権に関係しているという大前提があって、今の答申にありますように、様々な分野でこの協議会と同じように様々な附属機関等が答申とかを出していたりするんですけども、その全てが人権に関係があるということでここで報告してしまうと膨大な量になってしまうので、主要なものだけ報告をさせていただくというような形となっております。

○石渡会長 ありがとうございます。子供の人権はいろんなところで注目をされていると思いますし、今の御説明について、何かお気づきの委員の方はお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

この五つの提言を拝見しても、いろいろ検討してくださっているなど、私も思いました。

それでは、次の資料7、外国人市民意識の調査についてお願いいたします。

○小出課長 お手元の資料7を御覧ください。

川崎市外国人市民意識実態調査報告書の概要版になっております。

この調査は、外国人市民の意識や実態、ニーズを把握し、市の施策に生かすため、5年に1回実施しているもので、昨年度実施しまして今年4月に公表いたしました。

無作為に選ばれた市内在住の18歳以上の外国人市民5,000人に調査票を郵送配付しまして、郵送回収いたしまして1,031名の方から御回答をいただきました。回収率は20.6%で例年と大きな差はございませんでした。

こちらは、概要版で主な傾向として読み取れるものを抜き出したものになっております。本編のほうは市のホームページで御覧になれますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、概要版に沿って主な結果、傾向をかいつまんで御説明いたします。

次のページを御覧ください。

一つ目ですけれども、市内居住年数は半数近くが3年以内ということで、この3年以内が半数近くというのは前回の結果と同様でございます。ただ、コロナ禍後、新たに転入された外国人の方も非常に多くなっている状況でございます。

次の二つ目、日本語能力は日常生活レベルが7～8割、翻訳のニーズが高まるということで、問題なく話せる、聞ける、読める、書けるという回答が5年前より低下しておりまして、日本語能力がやや低下している傾向がございます。ということで、多言語に翻訳されたものが必要であるという回答が増加をしている状況です。

次のページを御覧ください。

「外国人であることを理由に入居を断られた」経験は4人に1人ということで、住居を探す困難なこととして、外国人であることを理由に断られたとの回答は5年前とこちらは同率でございます。また、外国人であることを理由に物件を紹介してもらえなかったが3.5ポイント増加しており、依然として外国人市民の課題となっております。

次ですが、子どもが家庭内で日本語にふれる機会のない家庭の割合が増加ということで、以前ですと一方が日本人の方、もう一方が外国人の方という夫婦が多かったのですが、今は、両親共に外国籍の御夫婦で、その下に子どもさんが生まれているというファミリーが非常に増えておりまして、家庭内で日本語を使わない割合というのが増加しております。先ほどの日本語能力の低下ということも関係しているのかなと思います。

次のページを御覧ください。

外国人であることを理由とする暴力や脅迫、差別的な暴言への不安・危険は減少ということ

で、暴力、暴言に対する不安は減少しておりまして、人権尊重条例の効果はうかがえると思います。一方で、ネット上の書き込み等への不安・危険は増えていてやや増加しているという状況です。

最後、下のほうですね。災害への備えで約3割は「特に何もしていない」ということで、水、食料などの備蓄などの対応はしているとの回答は増加したのですが、何もしていないという方が3割、防災訓練に参加しているという方は16%止まりという回答状況になっております。

以上の内容につきましては、庁内での会議等で周知を行っておりまして、これを生かして施策を推進していくところでございます。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

こんなに詳しい情報は、なかなか川崎市からのデータでないと聞けないかなと思いましたが、今のこの外国人市民の調査について、何かお気づきの委員の方はお願いします。

調査でいろんな言葉を用意していますが、これ以外の言語のニーズがあるとか、そのあたりはお分かりですか。

○小出課長 そうですね、10か国語で作りまして、日本語とその方の言語と思われるものと一組をセットにしてお送りしているところなのですが、自由記述の欄で、それ以外の言語でアラビア語、フランス語、シンハラ語、タイ語での回答がございました。もしかしたらそこが母語なのかなというところがございました。

○石渡会長 ありがとうございます。

本当にいろんな方々が暮らしていच्छるんだということを再認識しますが。

どうぞ、久々津委員。

○久々津委員 すみません、今、外国人市民意識実態調査報告書の結果を見ての興味で聞いて申し訳ないのですが、2ページを見ると、日本語能力が日常生活レベルが前回よりこれだけポイントが落ちていますというようなことが書いてあります。この調査自体は、前回よりも前から同じような項目で調査されているのですか。そうだとしたら、この傾向はだんだん増えていつているものなのか、それとも凸凹しているものなのか、ちょっとそれをお聞かせ願えればと思います。

○小出課長 ありがとうございます。

前回5年前に比べると落ちておりまして、すみません、その前が申し訳ありません、ちょっとお時間をいただければと思います。

この調査のほとんどが定点調査で、この日本語レベルについてもずっと続けている調査内容です。今回、新たに調査項目として加えたのは、日本語学習、日本語を学んでいますかという問いを追加したところ、学んでいるが46.7%、学んでいないが51.4%でございました。

今回三つ新しく調査項目に入れたもののもう一つが、行ったことがある川崎市の観光スポットということで聞いてみたところ、川崎大師が43.5%で最も高く、次いで、よみうりランド、生田緑地が続いていました。もう一つが、休日の過ごし方ということで、ショッピングが54.4%で最も高かったという状況です。

○柏崎課長補佐 後日、報告いたします。

○石渡会長 では、細かい数字など分かったら、またお願いします。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたらば、取りあえず、報告事項については終了しましたので、その他ということで、何か事務局から御連絡などありますか。

○長沼室長 まず、私から一言御礼申し上げます。委員の皆様におかれましては、これまで都合4回の本

協議会において、時間が限られております中、闊達な御議論をいただきまして貴重な御意見を頂戴し、このたび、第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方角性について答申をいただく運びとなりましたことについて、心からの感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○柏崎課長補佐 あと、お手元の最後に冊子があるかと思いますが、こちらは市勢要覧「カワサキノコト」ということで、後ろのほうに川崎の基礎的なデータが少しだけ載っていたりして川崎の紹介となりますので、お時間のあるときにでも御覧いただければと思います。

また、次回の日程につきましては、先ほど申しましたとおり、まだ決まっていないますけれども、今後、委員の皆様の御都合を調整させて日付を決めさせていただきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

○石渡会長 事務連絡について、何か確認しておきたいこととか。

○阪本委員 外国人市民意識実態調査報告書を興味深く見させていただいたんですけど、この項目の中にはないと思うんですけど、人権作文を人権擁護委員でやっていて、その中に学校のいじめがあって、帰っちゃったと。ブラジルから来ている子たちが、家族がいて学校でいじめがあって、解決しないで国に帰っちゃったという人権作文があったんですね。私は恥ずかしいなとすごい思ったんですけども、そういう、これはやっぱりよくない、よくないと言ったら変だけど、ちょっと苦勞している部分が出てきているんだけど、18歳以上の方のアンケートなので子供はもちろん入っていないんですけども、そういうその他か何かのところに、そういうもう少し突っ込んだ何か内容が分かるようなものもあったらいいなと思ったんです。

すみません、話が終わっちゃったのに。以上です。

○石渡会長 とても大事な御指摘をいただきましたが、子供たちの声についてはいかがでしょうか。

○小出課長 そうですね、これまでは18歳以上でやってきておりました。貴重な御意見をいただきまして、ちょっと検討させていただきませんが、定点調査をやっている中で、どのように入れ込んでいけばいいかなという検討が必要だなと思っております。ありがとうございます。

○石渡会長 阪本委員、何か御提案とかありますか。

○北所課長 外国の子供たちにつながる、外国につながる子供たちの支援の相談等につきましては、当課のほうで母語が分かる支援員を配置させていただいているので、初期支援員と言うんですけども、そういった子供たちの困り事に寄り添うような母語で話を聞くというようなこともさせていただいています。ですので、まだそれだけではなくて、あとは保護者のほうには、通訳支援等も行っていますので、面談の機会に当課のほうから通訳者を派遣して保護者に寄り添った形で保護者の気持ちも聞くというようなことをしております。

そういったことを様々しながら、子供たちの気持ちに寄り添った対応のほうを進めているところでございます。

○石渡会長 ありがとうございます。

いろいろ工夫がされているようですが、どうぞ阪本委員、何かお気づきのことがあったらお願いします。

○阪本委員 そうですね、親御さん同士が外国籍の方で、日本語がよく分からない人が増えているというのがありましたよね。やっぱり子供のほうが先に覚えるというあれですね。親がちょっとよく分からないで、そういう中で、またいろいろ苦勞がいっぱいあると思うので、ここにはそういうことが出てきているし、それから具体的にいろいろ支援されているし、日本語教室にそういうのもちゃんとやったださっているけど、でもやっぱりもっと困っていることが具体的に出てくるのがいいなと私は思うんです。相談にも行けないけど、何かそういう文書ではちょっと

言ってみようかななんて思っているとか、だからできるだけこの実態調査のところでも、さっきも言いましたけど、その他というのかな、何か子供が言うというんじゃなくて親が気がついたことを言うみたいなものを取り上げていただけたらいいなと思います。

○石渡会長 ありがとうございました。

福祉の仕事をやっている、一番支援が必要な人たちが声を上げられなくて、状況を変われないといつも感じます。どの分野も同じかと思うので、何か工夫ができるといいなと改めて思います。

それでは、全体を通して何かお気づきのことがおありの委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、本日の協議会は以上で終了とさせていただきます。

貴重な御意見をたくさんありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

○羽田野部長 石渡会長、榎副会長、委員の皆様、長きにわたりまして活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第4回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。